

医療安全管理指針

私たち職員一同は、患者さまに安心と満足の得られる質の高い医療を提供するため、次のことについて体制整備を図り、医療安全管理を推進します。

1. 医療安全管理体制を確立するため、医療安全対策部および医療安全対策委員会を設置し、医療安全を推進いたします。
2. 院内における有害事象報告体制を整備し、医療事故発生状況の報告と改善方法を検討します。
3. 医薬品の安全管理体制を整備し、医薬品に係る安全使用のための情報収集および事故防止に努めます。
4. 医療機器の安全管理体制を整備し、医療機器に係る安全使用のための情報収集および保守点検を行い、事故防止に努めます。
5. 院内感染防止対策部および院内感染防止対策委員会と連携を図り、院内感染予防対策に努めます。
6. 職員研修を実施し、医療安全に対する知識の研鑽に努めます。

◆医療安全の取り組みについて

当院では、院長を責任者とする医療安全管理部門を設置するとともに医療安全管理対策委員会を定期的開催し、医療安全対策に係る取組みの評価を行っています。また、受診、医療安全、支援等のご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。患者相談窓口にてお気軽にお申し出下さい。